



2011年10月30日発行 (季刊)

特定非営利活動法人 市民シンクタンクひと・まち社

〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-19-13 A S K ビル 601

TEL 03-3204-4342 FAX 03-6457-6202

E-mail npo@hitomachi.org URL : <http://www.hitomachi.org>

郵便振替口座 00170-6-410791 市民シンクタンクひと・まち社

“市民の思い” が国会に届いた

8月31日、容り法の見直しを求める国会請願が採択

容器包装の3Rを進める全国ネットワーク事務局次長 中村秀次

10年ぶりの請願採択

8月31日、衆議院の傍聴受付で手続きを済ませ、環境委員会開会の数分前に傍聴席に座った。委員会は僅か3分で終了すると聞かされていたが、それでも傍聴に出かけたのは、39万人の請願の行方が決まる特別の日だからだ。請願の扱いは、付託された環境委員会の最終日に審査される。

9時30分、環境委員会開催の定刻になり理事会を終えた理事も議場に入室。開会宣言の後、小沢鋭仁環境委員長の「(容り法見直しの請願は)採択の上、内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか」に対して「異議なし」の声が響いた。まさしく、“市民の思い”が国会に届いた瞬間であった。環境委員会が請願が採択されたのは、実に10年ぶりとのこと。

もう、後戻りさせない

「請願の採択」は、これまで幾度も高い壁に阻まれてきた私たちにとって、まさに「快挙」といえる出来事だった。

振り返れば2004年6月、94万人の署名、212人もの国会議員の紹介を集めた請願は審査未了に終わった。しかし、その請願は国を動かし、審議会での議論を加速させた。そして、ついに中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会が2005年7月に取りまとめた「容器包装リサイクル制度見直しに係る中間取りまとめ」では、明確に「事業者が分別収集・選別保管に対しても一定の責任を果たすという役割分担が適切であると考えられる」と、拡大生産者責任の強化、リサイクル費用の商品価格への内部化を打ち出した。

しかしその年の10月、日本経団連は猛反発し、当時の小泉首相への“建議書”でもって、審議会の中

間取りまとめの内容を反故にした。そして翌年の2006年6月、中身が全く骨抜きにされた実効性のない改正容り法が公布された。94万人もの市民が民主的な手続きで積み上げ進めてきた方向性を、財界パワーがかくも簡単に後戻りさせた事実、私たちは無力感を覚えた。「次回こそは」の思いが私たちの心に宿った。

「快挙」それは新たなスタート

今回採択された請願事項のもっとも重要な部分は、「容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用負担のあり方を検討する」である。

全国の自治体のリサイクル費用の合計は3,000億円、一方事業者が負担しているのは、その15%、400億円にも満たない(平成14年環境省調査資料から)。税金でリサイクルしている仕組みが、肝心な2R——リデュース(ごみの発生抑制)とリユース(再使用)を阻害している。自動車、家電、建築廃材、食品、これらは税金でリサイクルしない仕組みができていない。受益者負担である。容器包装のリサイクルも、税金負担を止めて商品価格に内部化すべき。この議論は、前回の審議会でも「事業者も一定の役割を果たす」の結論を得た。今度こそ、後戻りさせない。今回の国会での請願採択は、その重みを与えた。

さあ、今回の請願をバネに全国津々浦々から、法改正を求める“大きなうねり”を起こそう。

